

## 非業務執行社員の独立性・社外性の否定要件

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
根拠規定	NYSE Listed Company Manual <sup>1</sup> (2004年3月)	The combined code on corporate governance <sup>2</sup> (2003年7月)	Le gouvernement d'entreprise des sociétés cotées <sup>3</sup> (2003年10月)	Deutscher Corporate Governance Kodex(2007年6月) <sup>4</sup>

<sup>1</sup> ニューヨーク証券取引所上場規則。SOX法301条は次のように規定する。「(1)(A)SECは、本法制定後270日以内に規則をもって、証券取引所および証券業協会に対し以下(2)乃至(6)の要件を遵守しない会社の株式の上場を禁止するよう指令するものとする。(B)(略)、(2)(略)、(3)(A)監査委員会の委員は、取締役会の構成員であることを除いては、会社から独立していなければならない。(B)ここでいう「独立している」とは、監査委員会の構成員、取締役会の構成員、その他委員会の構成員以外の立場で、(i)会社から相談料、顧問料その他の報酬を受取っていないこと、及び(ii)会社又はその子会社の関係者(in affiliated person)ではないことを意味する。(以下略)。「関係者」(in affiliated person)の定義はSOX法301条には見あたらない。SOX法を受けてSEC regulation S-K Item 407(a)は、独立性の基準を設けている取引所に上場している会社の場合は、取引所規則の基準に則り独立性を判断する旨を規定する(Item 407(a)(1)(i))。本文のNYSE Listed Company ManualはSOX法、SEC regulationを受けた基準であり、SECの承認を得ている。

取引所が規定する監査委員会の体制(=メンバー全員が独立取締役=303A.07(b))が維持されていない場合(NYSE規則802.01D)、取引所は上場廃止の検討を行う(NYSE規則802.01)。

<sup>2</sup> Listing rules 9.8.6(5)(6)により、上場会社はアニュアルレポートにおいて、統合規範の内容をどの程度遵守しているか、遵守していない場合は理由を説明しなければならない。

<sup>3</sup> フランス民間企業協会(AFEP)およびフランス企業連合会(MEDEF)が第一次ヴィエノ報告書、第二次ヴィエノ報告書、ブトン報告書を統合したものである。これらの報告書には会社に対する強制力はない(関孝哉『コーポレートガバナンスとアカウンタビリティ』(商事法務、2006)119頁、127頁、128頁参照)。

<sup>4</sup> 株式会社法161条により、上場会社の取締役および監査役会は、毎年、コードに適合させたかまたは適合させる旨、もしくはいかなる勧告を適用しないのかまたは適用しなかった旨を表明しなければならない。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
上場会社関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在又は過去 3 年間に於いて、当該上場会社(親会社及び連結子会社含む。以下同じ<sup>5</sup>。)の従業員(303A.02(b)(i))。</li> <li>➤ 現在又は過去 3 年間に於いて、近親者<sup>6</sup>が当該上場会社の業務執行役員である者(303A.02(b)(i))。</li> <li>➤ 過去 3 年間に於いて、取締役・委員報酬その他以前に提供した業務に対する後払い報酬(継続的業務に対する報酬に限る。)を除き、当該上場会社から 12 ヶ月間に 12 万ドル以上の報酬を受けた者又は近親者がかかる報酬を受けた者(303A.02(b)(ii))。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 過去 5 年間に於いて、当該上場会社又はそのグループ会社の従業員(§ 1. A. 3. 1)。</li> <li>➤ 当該上場会社の顧問、取締役、幹部社員(senior employee)の近親者(has close family ties)である者(§ 1. A. 3. 1)。</li> <li>➤ 当該上場会社から取締役報酬と別に追加報酬を現在又は過去に受けた者、当該上場会社のストックオプション/業績連動型報酬制度(performance-related payscheme)又は企業年金制度の加入者(§ 1. A. 3. 1)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在又は過去 5 年間に於いて、当該上場会社の従業員又は役員(会社受任者 mandataire social)(8.4)。</li> <li>➤ 現在又は過去 5 年間に於いて、親会社(société mère)・連結子会社(société qu'elle consolide)の従業員(salarié)又は取締役(administrateur)(8.4)。</li> <li>➤ 当該上場会社役員の子(lien familial proche)である者(8.4)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会社又は取締役会との間に、利益相反を引き起こすようなビジネス上又は個人的な関係があるもの(5.4.2)。</li> <li>➤ 取締役経験者(監査役会のメンバーは、取締役経験者が 2 人を超えてはならないとされる(5.4.2))。</li> </ul>

<sup>5</sup> “company” would include any parent or subsidiary in a consolidated group with the company. (General Commentary to Section 303A.02(b))

<sup>6</sup> 配偶者、親、子、兄弟姉妹、義父母、養子、義理の兄弟、同居者を含む(General Commentary to Section 303A.02(b))。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
関連会社関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在又は過去 3 年間に於いて、当該上場会社の現業務執行役員が報酬委員会委員となっている他の会社で(同時に)業務執行役員であった者又は近親者がその会社の業務執行役員であった者(303A.02(b)(iv))。</li> <li>➤ 過去 3 会計期間に於いて、当該上場会社との間で、100 万ドル以上若しくは連結売上高の 2%以上の製品若しくは役務の提供に係る支払いをした又は支払いを受けた会社の現従業員、又は近親者がその会社の現業務執行役員である者(303A.02(b)(v))。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 相互取締役(cross-directorship)となっている者又は他の会社への関与を通して(当該上場会社の)他の取締役と重要なつながりを持つ者(§ 1.A.3.1)。</li> <li>➤ 過去 3 年間に、当該上場会社と直接に重要なビジネス関係があった者、又は重要なビジネス関係のある法人のパートナー、株主、取締役、幹部社員(senior employee)であった者(§ 1.A.3.1)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該上場会社に直接又は間接に取締役を派遣(mandat d'administrateur)している会社又は当該上場会社の従業員が取締役となっている会社の役員(8.4)</li> <li>➤ 現在又は過去 5 年間に於いて、当該上場会社の役員が取締役となっている会社の役員(8.4)</li> <li>➤ 当該上場会社又はそのグループにとって重要(significatif)な、又は、当該上場会社又はそのグループが大部分の(significative)取引を占める顧客・サプライヤー・投資銀行・商業銀行(8.4)</li> </ul>	<p>重要な競合企業の役員又は顧問である者(5.4.2)</p>

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
その他	<p><b>【監査人関係者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該上場会社の内部又は外部監査人を務める監査事務所の現パートナー若しくはその近親者又は現従業員(303A.02(b)(iii)(A)(B))。</li> <li>➤ 当該上場会社の内部又は外部監査人を務める監査事務所の現従業員で当該上場会社の監査業務に従事する者の近親者(303A.02(b)(iii)(C))。</li> <li>➤ 当該上場会社の内部又は外部監査人を務める監査事務所において過去3年間にパートナー及び従業員として当該上場会社の監査業務に従事した者又はその近親者(303A.02(b)(iii)(D))。</li> </ul>	<p><b>【主要株主関係者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該上場会社の主要株主(significant shareholder)の代表者(§1.A.3.1)。</li> </ul> <p><b>【長期在任取締役】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最初の選出から9年以上当該上場会社の取締役であるもの(§1.A.3.1)。</li> </ul>	<p><b>【主要株主関係者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該上場会社を支配する主要株主又はその親会社の代表者(当該上場会社を支配していなければ、独立と考えられる)(8.5)。</li> </ul> <p><b>【監査人(auditeur)経験者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 過去5年以内に当該上場会社の監査人(auditeur)であった者(8.4)。</li> </ul> <p><b>【長期在任取締役】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12年間以上当該上場会社の取締役である者(8.4)</li> </ul>	